

事 務 連 絡
令和6年11月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

資格確認書の運用等に関するQ&Aについて（その3）

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

資格確認書の取扱いについては、「資格確認書の様式等について」（令和5年12月22日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）、「資格確認書の運用等に関するQ&Aについて」（令和6年8月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）及び「資格確認書の運用等に関するQ&Aについて（その2）」（同年10月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）によりお示ししたところですが、これらに関連して、別添のとおり、Q&Aを更新しましたのでお送りいたします。

内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願い申し上げます。

（参考）更新箇所

- ・ Q17-11～13、Q36-2 を追加（追加した問の問番号に下線を付記しています）

※ 以下、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードを「マイナ保険証」という。

<資格確認書について>

Q1 資格確認書は令和6年 12 月2日以降、発行済み保険証が有効な間に発行してもよいか。

A 発行済みの被保険者証が有効な間は発行いただく必要はありませんが、被保険者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、適切なタイミングで交付いただくようお願いします。

Q2 資格確認書を交付した後、当該資格確認書の有効期間経過のタイミングで更新するまでの間に、マイナ保険証の利用登録をされた被保険者について、資格確認書の返還を求める必要はあるのか。

A 返還を求めていることは想定していませんが、保険者の自主的な取組として、返還を求めていることは差し支えありません。なお、返還を求める場合は、マイナ保険証の利用登録をされた被保険者に対し、速やかに資格情報のお知らせを交付してください。

Q3 いわゆる要配慮者について、詳細な基準は設けるのか。

A 医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方については、要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、様々な困難を抱える方が想定され、一律の基準を定めるのは困難と考えています。

Q4 資格確認書の交付申請について、代理申請は可能か。また、代理申請は誰が行うことができるのか。

A 代理申請は可能です。代理申請できる者は、現行の被保険者証の再発行の申請時と同様であり、親族等の法定代理人のほか、介助者なども申請可能です。

Q5 新規加入者について、マイナ保険証の利用登録状況が加入手続き時に正確に把握できない場合、資格確認書を交付して差し支えないか。その場合、1年間など他の被保険者と同様の有効期限のものを発行してよいか。

A 正確に把握できるまでの間、暫定的に資格確認書を交付することは差し支えませんが、短期間の有効期限の資格確認書を交付いただくことが想定されます。

Q6 資格確認書の有効期限は個人によって異なる期限を設定してもよいのか。

A 資格確認書の有効期限は5年以内で設定いただくこととなりますが、マイナ保険証の紛失時など、個々の被保険者の事情によっては、保険者が設定する通常の有効期限と異なる有効期限を設定いただくことも可能です。

Q7 資格確認書と資格情報のお知らせを同じ様式として『「資格確認書」兼「資格情報のお知らせ」』のような表記として、被保険者全員に交付することは可能か。

A 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は、法的効果が異なるものであり、同一のものとして取り扱うことはできないため、ご質問のような方法で交付することはできません。

Q8 必須記載事項のみの様式と任意記載事項を含む様式が示されているが、両方の様式を使用できるようにする必要があるのか。

A 各保険者においていずれの様式を用いるかを判断いただき、いずれかの様式で交付いただくことを想定しており、両方の様式を使用できるようにする必要はありません。

Q9 資格確認書における任意記載事項の記載は個々の被保険者の確認が必須か。

A 原則として、被保険者本人の希望を確認した上で記載いただくことを想定していますが、本人の希望が推定可能な場合はこの限りではありません。ただし、特定疾病療養受領証の情報の記載は本人の明示的な希望の確認が必要です。

Q10 保険者として任意記載事項の様式を使用しているが、限度額適用区分等の記載を望まない被保険者について、資格確認書の券面表記はどうすれば良いか。

A 券面上、任意記載事項は記載せずに、必須記載事項のみを記載するようお願いいたします。例えば、券面上、限度額適用区分等についても項目としては残した上で、アスタリスクで空欄を埋める等の対応が考えられます。

Q11 限度額適用認定証や特定疾病療養受療証について、申請があった場合は、引き続き交付することは可能か。

A 引き続き交付は可能ですが、任意記載事項を含む様式を用いる保険者においては、券面に任意記載事項として記載した場合は、交付は不要となります。

Q12 氏名について旧姓併記は可能か

A 氏名については、現行の被保険者証において、保険者がやむを得ないと判断した

場合には、氏名の表記方法を工夫しても差し支えないとしており、資格確認書についても同様の取扱いとします。

Q13 性同一性障害の方の性別や氏名の表記はどう取り扱えばよいか

A 性同一性障害の方の性別や氏名については、現行の被保険者証において、保険者がやむを得ないと判断した場合には、性別や氏名の表記方法を工夫することも差し支えないとしており、資格確認書についても同様の取扱いとします。

Q14 マイナ保険証の利用登録解除について、窓口だけでなく郵送による受付も可能か。

A 郵送による受付も可能です。

Q15 マイナ保険証の利用登録解除を申請する被保険者について、資格確認書の申請を案内する必要はないか。

A マイナ保険証の利用登録解除を申請される方については、被保険者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、利用登録の解除申請の受付と同時に、本人の申請によらず資格確認書の交付手続を行っていただくこととしており、資格確認書の申請を案内いただく必要はありません。

Q16 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた被保険者について、期限切れ後3か月間はマイナ保険証として引き続き利用可能となり、3か月が経過したタイミングで資格確認書を発行することとされているが、電子証明書の有効期限が切れたタイミングで資格確認書を発行することは可能か。

A 電子証明書の有効期限が切れた後、3か月を経過するまではマイナ保険証として医療機関等における資格確認の際に引き続き利用が可能であることから、申請によらない資格確認書の交付は3か月を経過するタイミングを想定しています。なお、有効期限が切れた後、継続利用の意向がない等の理由により、資格確認書の交付申請があった場合には、交付いただいて差し支えありません。

Q17 マイナンバーカードの返納者について、返納時に資格確認書の申請を必ず案内する必要があるのか。一律申請によらない交付という扱いとすることは可能か。

A 住民制度部局と連携のうえ、まずは資格確認書の申請を案内いただくことを想定していますが、仮に申請がない場合においても、被保険者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、返納が確認できた時点で、速やかに申請によらず資格確認書を交付いただくようお願いします。

Q17-2 資格確認書の郵送方法は、どのようにすればよいか。

A 資格確認書については、基本的に現行の被保険者証と同様に取り扱われるものであり、郵送方法も現行の被保険者証と同様としていただいで差し支えありません。

Q17-3 資格確認書に複製等防止措置は必要か。

A 資格確認書については、基本的に現行の被保険者証と同様に取り扱われるものであり、複製等防止措置を取る必要があります。具体的には、偽造防止用紙やプラスチックその他の複製しにくい素材の使用、ラミネート加工等が考えられます。

Q17-4 マイナ保険証を保有しているが、当該マイナ保険証を利用する意向がない方が資格確認書の交付を希望する場合、交付することは可能か。

A そうした方に対しては、マイナ保険証の利用を呼びかけていただいた上で、それでもなお資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録の解除をご案内いただくことが考えられます。

Q17-5 マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたいという方が資格確認書の交付を希望する場合、交付することは可能か。

A 資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

Q17-6 マイナ保険証紛失時の資格確認書の交付について、紛失の旨を被保険者からの申告により確認するのみで交付してよいか。また、この場合に交付する資格確認書はどのようなものとすべきか。

A マイナ保険証を紛失した旨の確認は、被保険者からの申告に基づく確認で差し支えありません。ただし、資格確認書の交付に際して、書面による交付申請は必要となります。

また、この場合の資格確認書については、マイナンバーカードが再交付されるまでの期間を考慮して有効期限を設定することが考えられます。なお、当該被保険者がマイナンバーカードの再交付の申請をしていない場合は、再交付の申請をご案内いただくようお願いします。

Q17-7 マイナ保険証紛失時に交付された資格確認書の有効期限が経過するまでの

間に、マイナンバーカードの再取得がされた場合、当該資格確認書の返還を求める必要はあるのか。

- A 返還を求めていることは想定していませんが、保険者の自主的な取組として、返還を求めていることは差し支えありません。
- また、資格確認書については、有効期限切れ後に自己破棄をしていただくことをご案内するなど適切なお対応をお願いします。

Q17-8 資格確認書の有効期限を短期間で設定し、現行の短期被保険者証と同じ機能を持たせることは可能か。

- A マイナ保険証の紛失時など、個々の被保険者の事情によっては、保険者が設定する通常の有効期限と異なる有効期限を設定いただくことは可能ですが、保険者が滞納者との接触機会を確保する観点から、資格確認書の有効期限を短期間で設定することは想定していません。

Q17-9 資格確認書のカード型(任意記載事項あり)において、住所を表面に印字して差し支えないか。

- A 表面に記載されている事項を裏面とすることはできませんが、工夫により表面に住所を追加しても差し支えございません。

Q17-10 資格確認書のカード型(任意記載事項あり)において、住所が裏面となっているが、必須記載事項のため被保険者の自署ではなく、保険者が記載しなければならないのか。

- A 被保険者の自署として差し支えございません。また、同一市町村内の異動につき、表面の内容に変更がなく、裏面の住所欄に異動後の住所を記載することができる余白がある場合は、資格確認書を新しく交付する必要はありません。

Q17-11 マイナ保険証の利用登録解除の申請を受けた後、資格確認書はいつまでに交付すればよいか。

- A マイナ保険証の利用登録の解除申請の受付と同時に、申請者が有効な健康保険証又は資格確認書を有していない場合は、資格確認書の交付手続きを行っていただくようお願いします。なお、解除申請者のマイナ保険証の利用登録については、保険者から当該申請者の情報が中間サーバーに登録されたのち、翌月末に解除されます。詳細は「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」(令和6年10月9日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡)をご確認ください。

Q17-12 マイナ保険証保有者も含めて国保の被保険者全員に、資格確認書を申請によらず一律に交付することは可能か。

A 国民健康保険法第9条において、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に資格確認書を交付することとされており、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められません。

Q17-13 子どもが生まれた際の国保への加入手続きにおいて、その時点で当該子どもに係るマイナ保険証の利用登録はされていないと想定されることから、当該子どもに対して資格確認書を交付して差し支えないか。

A 1歳未満の子どもについては、申請から1週間程度でマイナンバーカードが発行される仕組みが令和6年12月以降整えられます。この仕組みも活用し、保護者が、当該子どものマイナ保険証の利用登録をする意向がある場合は、保護者の希望に応じて、資格確認書を交付しない又は短期間の有効期限の資格確認書を交付することが考えられます。保護者にマイナ保険証の利用登録の意向がない場合、通常どおり資格確認書を交付していただいて差し支えございません。

<資格情報のお知らせについて>

Q18 資格情報のお知らせを被保険者全員に発行することは可能か。

A 資格情報のお知らせは、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に確認できるように交付いただくものであり、資格確認書の保有者への交付は想定していません。

Q19 資格情報のお知らせは令和6年12月2日以降、発行済み保険証が有効な間に発行してもよいか。

A 発行済みの被保険者証が有効な間は発行いただく必要はありませんが、被保険者が切れ目なく自身の被保険者資格を確認できるよう、適切なタイミングで交付いただくようお願いします。

Q20 資格確認書を交付している被保険者が、新たにマイナ保険証を保有した場合、資格情報のお知らせを発行する必要はないか。

A 発行済みの資格確認書が有効な間は発行いただく必要はありませんが、被保険者が切れ目なく自身の被保険者資格を確認できるよう、資格確認書の有効期限が切れるタイミングで交付いただくようお願いします。

Q21 資格情報のお知らせに有効期限の記載は必ず必要か。

A 70歳以上の被保険者を除き、有効期限を記載しないこととしても差し支えありません。

Q22 高齢受給者証を70歳以上の被保険者全員に出すこととし、70歳以上の被保険者に発行する資格情報のお知らせに負担割合・発行期日を記載しない取扱いが可能か。

A マイナ保険証はオンライン資格確認により負担割合が電子的に確認可能であるため、本年12月2日以降、マイナ保険証の保有者に高齢受給者証を交付することは想定されません。他方で、資格情報のお知らせは、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に確認できるように交付いただくものであるため、70歳以上の被保険者に交付するものについては、負担割合・発行期日の記載をお願いします。

Q22-2 資格情報のお知らせの郵送方法は、どのようにすればよいか。

A 資格情報のお知らせについては、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格

等を簡易に確認できるよう交付いただくものであり、普通郵便で送付することが考えられます。

Q22-3 資格情報のお知らせに複製等防止措置は必要か。

A 資格情報のお知らせについては、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に確認できるよう交付いただくものであり、複製等防止措置が求められるものではなく、普通紙で差し支えありません。

Q22-4 マイナ保険証を持っている人は、資格情報のお知らせを併せて持ち歩く必要があるのか。

A マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで顔認証付きカードリーダー等のある医療機関を受診することが可能です。他方で、顔認証付きカードリーダー等マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そういった医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせも持参してください。なお、資格情報については、資格情報のお知らせだけでなく、マイナポータルにアクセスしてスマートフォン等の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することも可能です。

Q22-5 資格情報のお知らせは、国民健康保険法施行規則等において「資格情報通知書」と規定されているが、「資格情報のお知らせ」という名称で交付してよいのか。

A 差し支えありません。

Q22-6 資格情報のお知らせを更新して再交付する場合、既に交付している資格情報のお知らせを返還させる必要があるか。

A 資格情報のお知らせは、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に確認できるよう交付いただくものであり、更新時の返還は不要です。その上で、古い既に交付している資格情報のお知らせについては、自己破棄を案内するなどの対応が考えられます。

< 現行の被保険者証について >

Q23 令和6年 12 月1日まで現行の被保険者証を発行可能とのことだが、12 月1日というのは交付年月日、適用開始年月日(資格取得年月日)のどちらを基準として考えればよいか。

A 交付年月日を基準としてください。

Q24 令和6年 12 月2日以降、被保険者証を交付することはできないのか。破損や紛失の場合の再発行もできないのか。

A 破損や紛失等で再交付が必要な場合は、マイナ保険証を保有していない方等には、申請により資格確認書を交付いただくようお願いいたします。

Q25 令和6年 12 月1日以前に必要な手続がなされていれば、被保険者証の郵送等の手続きが 12 月2日以降になっても差し支えないか。

A 交付年月日が 12 月 1 日までの被保険者証は交付可能です。

Q26 有効期限が令和7年 12 月2日以降の被保険者証を令和6年 12 月1日以前に発行している場合、令和7年 12 月2日以降も被保険者証は使用可能か。

A 改正法上、発行済みの被保険者証について、使用可能な最長の期限は令和7年 12 月1日までとされているため、使用できません。

Q27 経過措置期間に使用できる被保険者証の有効期限は令和7年 12 月1日以前にする必要があるか。令和7年 12 月2日以降としても差し支えないか。

A Q26 のとおり、発行済みの被保険者証の使用可能な最長の期限は令和7年 12 月1日までとなるため、その旨を周知いただいた上で、既に発行済みの被保険者証については、再発行をせずに同年 12 月2日以降のままとしていただいても差し支えありません。

<特別療養費の支給について>

Q28 特別療養費の支給対象となる旨の事前通知について、保険料の滞納期間は、改正法の施行前から滞納が続き、施行後も引き続き滞納が続いている場合は、施行前の期間を含むのか。

A 改正法の施行前からの滞納期間を含みます。

Q29 被保険者資格証明書が交付されている世帯について、改正法の施行後、当該資格証明書の有効期限内において、特別療養費の支給対象となる旨の事前通知は必要か。

A 発行済みの被保険者証と同様、発行済みの被保険者資格証明書についても、最長で令和7年12月1日まで有効となり、引き続き、特別療養費の支給対象となるため、事前通知は不要です。

Q30 被保険者資格証明書が交付されている世帯について、改正法の施行後、保険料の納付等により療養の給付等の支給対象者とする場合、療養の給付等の支給対象となる旨の事前通知は必要か。

A 改正法の施行後は、マイナ保険証を保有している方については、資格証明書が無効となった後は、引き続きマイナ保険証で受診いただくことが基本となるため、改正法の規定に基づき、療養の給付等の支給対象となる旨の事前通知を行う必要があります。

Q31 被保険者資格証明書が交付されている世帯について、改正法の施行後も保険料の滞納が続いている場合、当該資格証明書の有効期限が切れた後、特に手続きなく特別療養費の支給対象者として扱ってよいか。また、短期被保険者証の仕組みがなくなるため、短期被保険者証の交付対象者について、そのまま特別療養費の支給対象者として扱ってよいか。

A 改正法の規定に基づき、保険料の納付の勧奨、納付に係る相談の機会の確保などの保険料の納付に資する取組を行ってもなお、災害等の特別の事情がなく、一定期間(1年以上を想定)、滞納が継続している場合に、特別療養費の支給対象者となります。

<加入・脱退の手続きについて>

Q32 新規加入者について、どのように資格確認書や資格情報のお知らせを交付すればよいか。

A 【窓口での即時交付の場合】

新規加入者について、まずはマイナ保険証の利用登録状況の確認が必要となりますが、窓口における加入手続きの際に、その場で利用登録状況をシステム上確認することはできません(※)。そのため、異動届出書における利用登録有無欄の記載、当該新規加入者のマイナポータル画面又は口頭により利用登録状況を確認していただくことを想定しています。

その結果、利用登録をしていることが確認された場合は、資格情報のお知らせを交付いただき、利用登録をしていないことが確認された場合は、資格確認書を交付いただきます。利用登録状況が不明の場合は、利用登録状況を正確に把握できるまでの間、暫定的に、短期間の有効期限の資格確認書を交付いただくことが想定されます(Q5 参照)。

(※) 市区町村国保においては、システム上で利用登録状況を確認するには、保険者から当該新規加入者の情報を中間サーバーに登録後、月次で中間サーバーから提供されるデータを確認する必要があります。

【郵送等での後日交付の場合】

窓口や郵送等での加入手続き後、後日郵送等で資格確認書等を交付する場合も、システム上で利用登録状況を確認できるまでに一定の時間を要することから、窓口での即時交付の場合と同様の流れで交付いただくことを想定しています。

なお、市区町村国保における月末の加入の場合など、加入手続きを行った後、システム上で利用登録状況を確認できるまでにあまり日数がかからない場合に、システム上での利用登録状況の確認を経てから資格確認書等を交付することとしても差し支えありません。

Q33 上記の短期間の有効期限の資格確認書とは、どの程度の有効期限を設定すればよいのか。

A 短期間の有効期限については、加入手続き後、保険者において、当該新規加入者の被保険者資格情報を中間サーバーに登録し、システム上で利用登録状況を確認の上、その結果に基づき、資格確認書又は資格情報のお知らせを発送し、それが被保険者の手元に届くまでにかかる期間を考慮して設定することを想定しています。保険者の状況に応じて設定いただいても差し支えありませんが、市区町村国保においては、概ね2～3月の有効期限を想定しています。

Q34 上記の短期間の有効期限の資格確認書を交付した後、当該資格確認書の有効期限が経過するまでの間に、マイナ保険証の利用登録を確認できた場合、当該資格確認書の返還を求める必要はあるのか。

A 返還を求めていることは想定していませんが、保険者の自主的な取組として、返還を求めていることは差し支えありません。なお、返還を求める場合は、当該被保険者に対し、速やかに資格情報のお知らせを交付してください。

また、資格確認書については、有効期限切れ後に自己破棄をしていただくことをご案内するなど適切なお対応をお願いします。

Q35 社会保険加入による脱退手続きの際、これまでは加入先の被保険者証により資格取得日を確認していたが、今後は何により確認すればよいのか。

A 加入先の保険者から交付される資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナポータル画面の提示等により、資格取得日を確認いただくことを想定しています。

<その他>

Q36 被保険者証と高齢受給者証を一体化していない場合、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証の有効期限が到来する前に70歳に到達する被保険者に対して、マイナ保険証の保有者であっても高齢受給者証を交付してよいか。

A 当該ケースでは、マイナ保険証の保有者であっても、負担割合の記載のない現行の被保険者証を、有効期限が到来するまで継続して使用することがありうるため、高齢受給者証を交付して差し支えありません。

Q36-2 前問のケース以外でも、被保険者証と高齢受給者証を一体化していない場合、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証の有効期限が到来する前に高齢受給者証を新たに交付することが必要となる場合が考えられるが(例えば、被保険者証の有効期限よりも高齢受給者証の有効期限を早く設定している状況で、後者の有効期限が到来する場合など)、そのような場合に、マイナ保険証の保有者であっても高齢受給者証を交付してよいか。

A マイナ保険証の保有者であっても、現行の被保険者証の有効期限が到来するまでは、高齢受給者証を使用することがありうるため、必要に応じて高齢受給者証を新たに交付して差し支えございません。

Q37 国民健康保険法第9条第4項に規定された「被保険者の資格に係る事実を記載した書面」とは何か。資格確認書や資格情報のお知らせとは別物か。この書面を交付する趣旨は何か。

A 被用者保険は、自身の資格の得喪に関する確認の請求を保険者に行うことができるとされている一方、地域保険においては、区域内に住所を有した時点で被保険者資格を取得するため、自身の資格の得喪に関する行政上の処分が存在しません。これまでは被保険者証の交付をもってその処分としていたところ、被保険者証の廃止後、自身の被保険者資格の有無に疑義や争いがある場合に、不服申し立ての対象となる行政処分を明示しておくため、「被保険者の資格に係る事実を記載した書面」の交付について規定したものです。被保険者の確認したい内容が、資格情報のお知らせに記載された内容で足りる場合は、当該書面に代えることができますが、資格確認書を当該書面に代えて新たに交付することはできません。